

周防大島町告示第70号

令和5年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和5年5月9日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和5年5月15日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

小田 貞利君

久保 雅己君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

令和5年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和5年5月15日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年5月15日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第2号) (質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正) (質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正) (質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正) (質疑・討論・採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第2号) (質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正) (質疑・討論・採決)

日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正）（質疑・討論・採決）

日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）

出席議員（12名）

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
13番 久保 雅己君	14番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

12番 小田 貞利君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 中元 辰也君	産業建設環境部長 ……… 瀬川 洋介君
健康福祉部長 ……… 重富 孝雄君	上下水道部長 …………… 山本 正和君
統括総合支所長 ……… 岡本 義雄君	
会計管理者兼会計課長 ……………	江本 達志君
教育次長 …………… 木谷 学君	病院事業局総務部長 …… 山中 茂雄君
総務課長 …………… 梅木 義弘君	財務課長 …………… 岡原 伸二君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

小田議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第127条の規定により、5番、山根耕治議員、6番、岡崎裕一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、報告及び専決処分の承認並びに補正予算に関するものについて御審議をいただくため、令和5年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告1件、専決処分の承認を求めることについて4件、補正予算に関するもの1件の合わせて6件であります。

報告第1号は、工事請負変更契約の締結について、専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、新型コロナウイルスワクチン接種について、国から春と秋に追加接種を行う方針が示されたことから、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備等に要する経費を措置するために、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、国において、物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、対象児童1人あたり一律5万円の特別給付金を全額国庫負担により支給するもので、本事業を実施するにあたり関係経費の補正として、既定の予算に1,391万2,000円を追加し、予算の総額を148億998万9,000円とするものでございます。

議案第3号周防大島町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものでございます。

議案第4号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正につきましては、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものでございます。

議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものでございます。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について）執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について）補足説明をいたします。

令和2年度令和2年災補災河第236号竹迫川河川災害復旧工事につきましては、令和3年11月9日に白木産業株式会社と仮契約を締結し、同年第4回の臨時会において御議決を賜り、令和3年11月19日に本契約として工事を施工いたしました。

大型コンクリートブロック積擁壁で護岸を復旧しておりましたが、被災箇所の地形にあわせて行った安定計算の結果により、製品の規格をより大きな物へ変更することを余儀なくされ、製品費及び土工費が増額となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金7,840万9,408円に299万7,192円を増額した8,140万6,600円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月28日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第5. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））の補足説明をいたします。

この補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種について、当初予算におきましては、令和5年4月から令和5年6月までの3か月分の特例臨時接種にかかる経費等を計上しておりましたが、国から令和5年の春と秋に追加接種を行う方針が示されたことに伴い、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備等に要する経費を早急に計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1億607万7,000円を追加し、予算の総額を147億9,607万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,589万5,000円の計上でございます。2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,018万2,000円の計上でございます。

次に、歳出につきまして、14ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に行う体制を整えるための経費と接種にかかる経費として、1億607万7,000円を計上いたしております。

事業の内訳としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付を行うコールセンター業務委託料や接種券等の送料など4,018万2,000円を計上、新型コロナウイルスワクチン接種対策費には、接種にかかる経費として6,589万5,000円を計上いたしております。

以上が、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最初に個別の予算についてお尋ねをいたしますが、委託料のところ、歳出の14ページに予防接種台帳システム改修というのがあるんですが、これはどういった目的というんですか、どういうことをされるのか、なぜこれが必要なのかというところを教えてください。

それと、今コールセンターの委託業務とかがあると、これまでの引き続きということなんですが、それがどれにあたるのか、予約等受付システムに全部含まれるのかどうか。それと、個別接種促進支援金240万円というのがありますが、これはどういったものなのか。ちょっと補足説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

まず、予防接種台帳システム改修でございますが、これは、今回春夏それから秋冬の予防接種をするにあたりまして現システムの改修、それに必要な経費でございます。

それから、コールセンターの委託料についてでございますが、予約等受付システム、こちらになります。

それから、個別接種促進支援金でございますが、これは去年までは県が支出をしておったものでございます。県から医療機関に出されておったものでございますが、県の事業が縮小するということで、町から各対象の医療機関に支出するものということでございます。

内容といたしましては、週100回以上の接種を2か月の間4週間以上続けた場合に出るというものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 予防接種台帳システム改修ですか、これはどこをどういうふうに改修しなきゃいけないのか。これまでとどこが違ってどういうふうな改修が必要なのか。もう少し詳しく説明してください。

それと、個別接種促進支援金は今御説明がありましたけれど、要するに数が増えたところへどういう趣旨の支援金なんですかね。数が多いからそれだけ負担が大きいから、その分をどういう算定で、支援金が例えば1医療機関、100回以上超えた医療機関に幾ら支払われるのか、その基準というんですか、それはどうなっているんですか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

先ほどの予防接種台帳システム改修でございます。これは今現在、健康増進課の中に各種予防接種を管理するシステムが入っております。今回、春夏と秋冬の新型コロナウイルス感染症の予防接種が新規に出てまいりましたので、その項目を追加するということでの改修でございます。

それから個別接種促進支援金でございますが、これは先ほど申し上げた、週100回以上で2か月の間4週間以上続いた場合に支給がされるということでございます。算出につきましては、1件が2,000円で、今予算計上しております240万円の内訳につきましては、2,000円掛ける400件掛ける3医療機関ということで算出をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 基本的に新型コロナウイルスワクチン接種の体制とか接種の運営方法というんですか、その辺はこれまでと変わりが無いということでもいいのかどうか。今度5類感染症になりましたので、今後新型コロナウイルス感染症対策というのがどういうふうに変わっていくのか。新型コロナウイルスワクチン接種も含めてですね。今年は春秋2回ということがありましたけれど、その接種の方法とか後の管理とか対応とか、そういったことは今までと同じように変わらずやるのかどうか、その辺を御説明いただきたいのと、これいつも同じことを言うんですが、新型コロナウイルス感染症対策のホームページ。結局3年間同じような、何の改善もされていないと言ったら失礼ですけど、あまり改善されていない。今見てみると膨大な情報が1つのページに重ねられている。不要になった情報もたくさんあります。やっぱりこういうのを見る住民の方というのは、必要な情報をいかに簡単にそこにアクセスして情報を得られるかということが重要なんで、5類感染症になってどう変わるのか分かりませんが、変わるにしても、変わらないにしても、ここは少しずつでもいいから改善の対策というんですか、目に見える形で少しずつでもいいから改善をしてもらえませんか。その辺どういうふうにお考えなのか、せめ

て必要のない古い情報は別のところへ移すとか、それぐらいのことはせんと、あまりにも情報が多すぎて、今回5類感染症に切り替えたということもあって、全く同じなのかもしれませんけれど、やっぱり1つのタイミングというんですか、区切りとして、こういった情報提供のあり方というのも変えていかなきゃいけないと、改善していかなきゃいけないと思うんで、その辺の今後の取組について、最後に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

まず体制でございます。こちらにつきましては、広報の配布が明日だと思うんですが、そのときに今のチラシの部分、接種の部分、それから5類感染症へ変更したことにする主な対応について、それを記載して全戸に配布する予定といたしております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましても、今、春夏については国から詳細が出ておるわけなんですけど、秋冬についてはまだ細かいところが出ていない状況でございます。だから、春夏は令和5年5月から8月、秋冬については令和5年9月から実施をするという、それぐらいの予定しか今決まっていない状況でございます。

それから、もう1つ御指摘がございました、ホームページの対応についてでございます。こちらでも今健康増進課で考えておるのは、5類感染症に変更しましたので、それに見合う、今までと違う、今言われたような見やすいホームページにしていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） まず、個別接種促進支援金についてですけれども、これまで県が医療機関に対して措置をしていた予算だと御説明があったんですけども、県が縮小してもよいと考えたのに、町で同じ支援を続けるべきだと判断した根拠を教えてください。

また、今回のものは高齢者や医療従事者、基礎疾患のある方に向けての6回目の接種分という御説明だったかと思うんですけども、そういった方々にどのぐらいの必要性を持って新型コロナウイルスワクチン接種を呼びかけるのか。また、それ以外の方については、今後は当面、今の状況が続く限りは、特に新型コロナウイルスワクチン接種は必要ないとお考えなのか。その確認をさせてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

まず、個別接種促進支援金でございますが、これは当然さっき申し上げたようになかなか負担が

かかるということで、県はたまたまその事業はやめたんですが、これは町として、補助金の当然対象にもなるものでございますので、町としてやっていくべきではないかというふうに考えて計上いたしております。

それから、もう一件が……（「高齢者」と呼ぶ者あり）高齢者でございますが、まず春夏に高齢者をやって、こちらにつきましては順次、対象者に通知を送っております。秋冬につきましては、先ほど申し上げたように国からの通知がまだ来ておりませんので、国からの通知を待って、どのように対応するかというのを考えたいというふうに考えています。基本的に今予算上に上げているのは、一応全人口を上げております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 2つ目の質問についての回答がよく分からなかったのですが、もう一度確認なんですけど、予算自体は高齢者や基礎疾患、医療従事者分だけじゃなくて、全人口分が積まれているということで、ただ、高齢者や基礎疾患の人、医療従事者の方について通知を送るといふような内容だったかなと思うんですけども、そういった方々にどのぐらいの必要性を持って町として新型コロナウイルスワクチン接種を呼びかけていくのかということと、全人口ということだったので、例えばそれ以外の方々については、今後どのように新型コロナウイルスワクチン接種の必要性とかを呼びかけていくのか。そのあたりの町の考えをもう一度お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

国からそういう方針が出ております。それに沿ってやっていくべきであろうというふうに町も考えております。それで春夏については、高齢者、基礎疾患のある方、あとは医療従事者の方ですね、その方がまず対象になります。秋冬につきましては、全住民の方を一応対象ということで予算を上げております。まずは今年、いかに新型コロナウイルスワクチン接種をきちっと受けていただくかということが大事ではないかと。来年度以降については、まだ全然その辺が方針も決まっております。町といたしましても、県・国の方針にあわせて実施をしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第6. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正につきましては、国において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人あたり一律5万円の特別給付金を全額国庫負担により支給することが決定いたしました。これを受けて本町では、本事業を実施するため、関係経費の補正を行おうとするものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,391万2,000円を追加し、予算の総額を148億998万9,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、本事業実施に対する事業費補助金及び事務費補助金として、合計1,391万2,000円の計上でございます。

10ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費について、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業とひとり親世帯以外生活支援特別給付金事業は、低所得のひとり親世帯及びひとり親世帯以外に対して、対象児童1人あたり5万円を給付する事業の経費として、合計1,391万2,000円を計上いたしております。

なお、支給対象者につきましては、ひとり親世帯の事業は、児童扶養手当受給者や家計急変世帯等であり、ひとり親世帯以外の事業は、児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年

度の住民税均等割が非課税である子育て世帯や家計急変世帯となっております。

以上が、議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほど、この特別給付金の目的というんですか、意義というんですかね、御説明がありました。これ国の事業ということなんですけれど、先ほど御説明のあった食費等の物価高騰に対する対策というようなところは、この資料も多分国の資料だと思うんですが、国の意義、目的ということによろしいのかどうか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

今言われたように、国の方針に従って今回のひとり親世帯及びひとり親世帯以外の特別給付金事業のほうを実施をする予定でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 国の方針に従ってと。これはあくまで町の予算として、財源は国の財源であって、施策も国の施策であっても、あくまでも、こうして町議会の議決を経て、町の施策として、町の予算をもって実施するわけなんですけれど、その町としての目的というんですか、意義というんですかね、この給付金事業に対する意義というのは、今の御答弁だと、全く国と同じという捉え方でいいのかなと思うんですが。今申し上げましたように、町としての施策であるんだから、そこは国との意義、目的と全く町が同じ考えであるということであるならば仕方ないんですけれど、そういうことでいいのかどうか。町の事業として、果たしてこの5万円の給付で、その目的が果たせるのかどうか。その辺はどういうふうな検証をされて目的を持ってこの事業を実施されるのか。単に国がつくった事業だから、それを受け止めて実施しますよというので、それで目的が果たせるのかどうか、効果が出るのかどうか。そこはどういうふうにお考えなのかということをお答弁いただきたいと思います。要するに町としての物価高騰に対する非課税世帯等、子育て世帯等への支援ということなんで、それがこの5万円で果たして効果が出ると、これで十分だと考えられておられるのかどうか。個人的には町としての何か別の、単純な話をすれば、上乘せとか別の事業、対策をやるとか、その辺の検討があってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺の検討はされたうえで、あくまでも町としての施策目的は国と一致しているから、本町としてはこういう事業をこういう目的のためにやるんですよということでもいいのかど

うかですね。そこをもう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

この事業につきましては、令和5年3月28日に閣議決定がなされまして、令和5年4月10日にこども家庭庁支援局長のほうから通知を受けて、それをもって町長協議を行いまして、今言われた協議も当然行いました。最終的には、今回この国の事業でやっていこうということで、町のほうの子育て施策にも合致するというので、今回予算を計上しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それはそうなんでしょうけれど、そのプロセスを聞いているんじゃないんで、町としてこの規模、この施策内容でいいと考えているのか。それとも、町としてはもっと何かやらなければならないことがあると考えているのかどうか、いないのかどうか。というのは、3月の議会で町長が今年の、今年のか、予算の重点施策ということで子育て支援ということも3本柱の1つに上げられております。子育て支援ということについていえば、本町としてもっと地域に密着したというんですか、寄り添ったというんですか、そういった施策は何か考えられてもいいんじゃないかなと、必要じゃないかなと思う一方で、昨年度も何度かありましたけれど、非課税世帯への支援ということで、そこが課税世帯とのバランスで課税世帯への感情的配慮というんですかね、そういったことも踏まえると、やっぱりもっと別の、別のというか、これはこれで国の事業としてあっていいんですけど、あっていいというか、それをそのまま実行するというのはそうなのかもしれませんけれど。それプラス、この地域の実態に応じた子育て支援対策なり、物価高騰対策なり、そういったことが、本町として必要なんじゃないかと私は思うんですね。だから、そこは、もうそんなこと必要ないと考えているのか。今回はこれだけでも、またプラスアルファのところ、別の事業、プラスアルファじゃなくても、別の事業として対策が必要だと考えておられるのかどうか。その辺の理念というか、施策への取組方針というんですかね、その辺をお聞きしたかったんですけど、もし何かあれば御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時09分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問いただいた点でございますけれども、このたびの第

1 回臨時会における第 2 号の補正予算ということでもありますので、こちらは国の意思決定によって、議会で皆さんに御審議をいただいている内容であります。ですので、ここにまた町の意向を入れていくということになってくるとまた話が変わってきますので、この場においては、国の意思決定を町の意味ということで御議決をいただくということでもあります。

田中議員に御指摘いただいたとおり、町の方針というか、この物価高騰に対する子育て支援についてということでもありますけれども、それは当然物価高騰の中で子育てをされる皆さんがどれだけ大変なのかということをお我々調査研究をしていかないといけないことでもあります。それによってまた御議決を、議会の皆さんにお諮りをさせていただきながら形をつくっていくものだと思うのですが、このたびにおいては、この第 1 回臨時会において、国の意思決定、支援という形で、これをしっかりと皆さんに御審議いただき、それを御議決いただくということで進めてまいりたいと思っています。ですから、その後はお金、支援だけではなくて、あらゆる形で皆さんが、物価高騰で非常に生活が大変であるという状況は私も感じておりますので、そういったところをしっかりと対応していきたい、このように考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。山根議員。

○議員（5 番 山根 耕治君） まず、タイムスケジュール的なところについて質問したいと思います。

今議案が可決された場合、この給付が行われるのは大体いつ頃になるのかということが 1 つと、それからもう 1 つ、今回低所得のひとり親世帯、それから子育て世帯に関しては申請不要ということになっておりますけれども、直近で収入が減収した世帯等については、要申請ということになっております。この直近で収入が減収した世帯に該当する世帯についてはどのように周知していくのか、その方法について質問したいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

今ありました給付についてでございますが、なるべく令和 5 年 5 月末までの支給をとということでもございました。ただし、事業については令和 5 年 3 月末までやれることになっております。ただし、申請については令和 5 年 2 月末までにしております。

それから、家計急変の方に対する申請の周知についてでございますが、これは広報やホームページにより周知をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5 番 山根 耕治君） ありがとうございます。速やかに給付ができるように私たちも協力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、要申請となる減収した減収世帯等ですね。やっぱり私もいろんな方のお話を聞いておきますと、声を上げにくいという方がたくさんいらっしゃいます。できるだけ声を上げて、そういった方が声を上げやすいような形を取っていただきたいと思っております。またそういった声を上げてきた方だけを対象とするというのではなくて、やっぱりこちらからそういった対象の方がいらっしゃるのかどうか調べていくと、そういったこともこれから必要になってくると思います。そういった周防大島町における貧困の実態の調査ですね、これはこの場で議論することではありませんけれども、しっかりその辺を執行部でも考えていただいて実施していただきたいと思えます。これは要望になります。

私から以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）から日程第9、議案第5号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）までの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第3号から議案第5号までについて、一括して補足説明いたします。

まず、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部

を改正する政令（令和5年政令第132号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）等が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしましては、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等からたばこ税に係る不足税額等の納付手続について、施行規則様式の新設に伴う改正であります。

2点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、法律改正にあわせて適用期限の延長を改正するものであります。

3点目といたしましては、固定資産税等の減額措置について、法規定の新設にあわせて新設及び法律改正にあわせて規定の整備等を行うものであります。

このほか、軽自動車税の環境性能割、種別割にかかる法律改正にあわせて改正など、法律、政令改正等にあわせて改正や条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

11ページ上段、条例第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等から、13ページ中段にかけての条例第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続についてであります。令和5年度から地方税統一QRコード等を活用した納付が可能となることから、地方税法施行規則の納付書の様式において地方税統一QRコード等を付す場合の様式が新たに定められました。この改正によりまして、地方税法施行規則において様式を定めている既存の納付書様式を対応する新設様式に改めるものであります。

同じく13ページ下段、附則第8条でございますが、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を法律改正にあわせて、令和9年度まで延長するものであります。

14ページ上段、附則第10条、読替規定から、15ページ下段にかけての附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法律改正にあわせて、項ズレの整理及び法規定の新設にあわせて新設するものであります。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を、法規定の新設にあわせて新設するものであります。

16ページ中段、附則第10条の4、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、法律改正にあわせて改正するものであります。

16ページ下段から18ページ上段にかけての令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適

用を受けようとする者がすべき申告等についてであります。令和5年度及び令和6年度分の令和2年7月豪雨による被災住宅用地等にかかる固定資産税については、引き続き減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定を、法規定の新設にあわせて新設するものであります。

18ページ中段の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税及び附則第15条の6第3項、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、臨時的軽減措置にかかる規定を削除するものであります。

同じく18ページ下段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例についてであります。軽自動車税を軽減する特例措置である、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限を延長するものであります。

種別割において講じている燃料性能等の優れた軽自動車、これは新車に限りますが、これを取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置については、営業用乗用車、これはガソリン軽自動車に限りますが、税率を50%軽減する措置の適用期限を3年延長、また、税率を25%軽減する措置の適用期限を2年延長する措置を講じたうえで、本特例措置は令和7年度及び令和6年度の取得分までを対象とし、それ以降は延長しないこととなります。営業用乗用車以外の軽自動車の適用期限については、3年延長することとなっております。

21ページ中段、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、附則第16条の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

同じく21ページ下段、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、法律改正にあわせて適用期限を延長するものであります。

次に、議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正）についてであります。

本議案は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）について、一部を改正する省令が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。半島振興法、離島振興法に基づく税制特例措置の対象地区と過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく税制特例措置の対象地区における措置が同じ内容であることから、適用区域の整理が行われることとなり、これに伴いまして、地方税の課税免除等にかかる減収補填措置についても必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

25ページ、第1条による改正、第1条趣旨及び第2条課税免除についてであります。省令の改正により、令和5年4月1日以降、離島振興対策実施地域内において税制特例措置が適用されないこととなったため、関係部分を削除するものでございます。

26ページ、第2条による改正、附則第2項この条例の失効についてですが、省令の改正にあわせて効力を失う年を令和5年に改正するものでございます。

続いて、議案第5号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）等が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。1点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、2点目といたしまして、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準についてそれぞれ引き上げを行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

29ページ上段、第2条課税額についてであります。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

同じく29ページ中段、第23条国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を、現行の28万5,000円から29万円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準については、現行の52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものであります。

以上が、議案第3号から議案第5号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議案第4号について、ちょっと分からないところがあったので御

質問いたします。

こちらは離島振興法や半島振興法で減額になる対象エリアと過疎法で減額になる対象エリアがかぶっている部分で調整が行われたというふうに理解はしているんですけども、そのことによって実質的に本町において課税額が変わるという可能性があるのか、そちらを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員より御質問いただきました重複の関係でございます。本町におきましては、過疎対象地域のため税額措置に影響ない、現在適用されている固定資産税課税免除は、過疎法によるものが、参考までにですけど、1件、不均一課税の対象は該当なしと思っております。したがって、本町には全く影響なく、過疎法での適用というふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和5年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 山根 耕治

署名議員 岡崎 裕一